

燕農第2182号
令和7年1月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

燕市長 鈴木 力

市町村名 (市町村コード)	燕市 (15213)
地域名 (地域内農業集落名)	吉田2 (本町、宮小路、鴻巣、本所、浜首、吉田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月5日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区では農業者の高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念される。持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化していく必要がある。

主な作物: 水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

農作業の効率化を図るため、農地の集積・集約化を進め、スマート農業の導入を進める。
また、地域コミュニティーの活性化のため、地域内から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	269 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	269 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

既存の法人を中心に、認定農業者や新規就農者への農地集積・集約化を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用し、段階的に担い手への集積を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を実施する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

農業者及び区域内の関係者で担い手を確保し、集積・集約化を図る。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農作業の効率化を図るため、地域内でラジコンヘリを活用した防除作業委託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

農作業の効率化を図るため、ドローンの導入を検討する。